

第2節 指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

1.3 第3.3条【可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等】

第3.3条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。
 - イ 可燃性固体類（別表第8備考第6号ニに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。
 - ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りではない。
 - (2) 可燃性液体類（別表第8備考第6号ニに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。
 - (3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
 - (4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取り扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。
- 2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
- (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条に

において同じ。) に応じ次の表に掲げる幅の空地进行、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

- (2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで(第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。)の規定を準用する。

- (1) 本条は、別表第8で定める数量以上の指定可燃物のうち**可燃性液体類等**の貯蔵及び取扱いの基準について、概ね少量危険物の場合に準じて規定したものである。
- なお、**可燃性液体類等**とは条文にも記載してあるとおり、可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類の総称であり、**可燃性固体類等**とは、可燃性固体類及び可燃性液体類の総称であることに留意すること。
- (2) 第1項『**可燃性固体類**』とは、条例別表第8備考6に規定する一定の要件(引火点、燃焼熱量、融点等)に該当するものをいい、例えば、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタレン、フェノールなどが含まれる。
- (3) 第1項『**可燃性液体類**』とは、条例別表第8備考8に定めるとおり、法別表第1備考第14号から第17号まで規定により危険物の第4類引火性液体から除外されるものをいう。つまり、危規則第1条の3に規定する第2石油類の除外物品(可燃性液体量が40%以下で、引火点が40℃以上及び燃焼点が60℃以上のもの)、第3石油類の除外物品(可燃性液体量が40%以下のもの)、第4石油類の除外物品(可燃

性液体量が40%以下のもの)及び動植物油類の除外物品(危規則第1条の3第7項に定める例によるタンク又は容器に貯蔵されているもの)が該当するほか、引火性液体(法別表第1備考10に規定)の性状を示す物品のうち1気圧において引火点が250℃以上の物品が該当する。

- (4) 第1項第1号イについては、可燃性液体類を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を危険物に準じて規定したものである。すなわち、次に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる危険物において適応する容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、漏れないように容器を密封するよう定めている。

ア 可燃性固体類(引火点が200℃以上のものを除く)

危規則別表第3に掲げる第2類の危険等級Ⅲの危険物に対応した容器

イ 可燃性液体類及び少量危険物に該当する動植物油類

危規則別表第3の2に掲げる第4類の危険等級Ⅲの危険物に対応した容器

- (5) 第1項第1号ロについては、容器の見やすい箇所に、可燃性液体類の化学名又は通称名及び数量の表示を明確にし、さらに、「火気厳禁」等の防火に関し必要な事項を表示することにより火災予防及び消火活動における効果を期待したものである。

なお、ただし書きは、収納する可燃性液体類が化粧品である場合は、その量により基準の緩和を定めたものである。

- (6) 第1項第2号『高さ』については、第31条の2第1項第17号と同様、最下段の容器の底面(底面又は地盤面)から最上段の容器の頂部までの距離とする。
- (7) 第1項第4号『同項の基準によらないことが通常である場合』とは、第31条の7と同様の考え方によるもので、この場合においては、原則に適合しない状況であることから、火災等の災害の発生防止措置等を十分に行う必要がある。
- (8) 第2項第1号については、可燃性液体類等を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。なお、本号は、第31条の3第2項第1号の基準と比較して、数量が多いため、同号ただし書き※のような緩和規定は設けられていない。

※ 『ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときはこの限りではない。』という規定が第31条の3第2項第1号に設けられている。

- (9) 第2項第1号『屋外の場所』については、建築物の屋上の場合も屋外として取り扱うものとする。
- (10) 第2項第1号『貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲』とは、第31条の3同様、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界となる、みぞ、排水溝、囲い、柵等の周囲をいう。
- (11) 第2項第1号『空地进行をそれぞれ保有する』とは、第31条の3同様、当該空地在が平坦で段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地

権等を有しているものをいう。

なお、ポンプ設備等の一切の工作物（当該可燃性液体類等を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）を地上部に有しない地下タンクにあっては、当該空地を保有することを要さないものとする。

- (12) 第2項第1号『防火上有効な塀』は、第31条の3同様、次のアからエまでによること。また、第31条の3では、ただし書きで緩和規定※が設けられているが、本号は、第31条の3第1項第1号の基準と比較して、数量が多いため、同号ただし書きのような緩和規定は設けられていない。

※ 『ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときはこの限りではない。』という規定が第31条の3第1項第1号には設けられている。

ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。

イ 高さ2m以上であること。ただし、貯蔵又は取り扱う施設の高さが2mを超える場合は、当該施設の高さ以上であること。

ウ 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。

- (13) 第2項第1号『タンク又は金属製容器』とは、条例31条の4に定めるタンク又は第31条の2第16号に定める容器のうち金属製容器をいう。

- (14) 第2項第2号については、可燃性固体類等を別表第8に定める数量の20倍以上屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定したものであり、次のような一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定されているものである。

ア 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）は、不燃材料で造ることとされており、内装の不燃化のみでは足りないものである。

イ ただし書きの規定により、可燃性固体類等を室内で貯蔵し、又は取り扱う場合は、周囲に規定の空地（1メートル若しくは3メートル）を確保するか、又は防火上有効な隔壁（小屋裏まで達する防火構造の壁）によって、隣接する部分との間に延焼防止の措置が講じられている建築物その他の工作物にあっては、壁、柱、床および天井（天井のない場合は、はり又は屋根）を不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類を貯蔵し、取り扱っても差し支えないこととしている。

- (15) 第3項については、第1項及び第2項の基準のほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合と同様の規制を行おうとするものである。